

その他特例事項について

下記特例事項に該当する申請者については、別途補足書類の提出を求める場合があります。

特例事項	概要
①証拠書類等の特例	・事務局が判断する合理的な理由により確定申告が提出できない場合等（法人のみ） ・確定申告書の義務がない場合等（個人事業者）
②新規創業・開業特例	創業・開業したことにより ㊦2020年4月～2020年12月、㊧2021年1月～ 7月 の期間の間に法人設立又は新規開業した場合
③季節性収入特例	月当たりの事業収入の変動が大きい場合
④合併特例	事業収入を比較する2つの月の間に合併を行っている場合
⑤連結納税特例	連結納税を行っている法人
⑥罹災特例	2018年又は2019年に罹災したことを証明できる場合
⑦法人成り特例	事業収入を比較する2つの月の間に個人事業者が法人化した場合
⑧NPO、公益法人特例	特定非営利活動法人及び公益法人等の場合
⑨事業承継（死亡）特例	事業収入を比較する2つの月の間に事業承継（事業を行っていたものが死亡した場合も含む）を行っている場合
⑩雑所得・給与所得	雇用契約によらない業務委託契約等に基づく事業活動からの事業収入で、税務上、雑所得及び給与所得として収入を得ている場合

※上記特例事項に該当する場合は、事務局より詳細な実態聞き取りや追加書類の提出を求める場合があります、審査が長引く可能性がございます。

① 証拠書類等の特例について

■ 中小法人等の場合

基準月を含む（2019年又は2020年）確定申告書類について、合理的な事由により提出できないものと事務局が認める場合

（例：収受日付印が押印されていない場合等）

【代替の証拠書類】

当該事業年度の確定申告で申告した若しくは申告予定の月次の事業収入を証明できる書類であって、**税理士による署名がなされたもの**（様式自由）

■ 個人事業者等の場合

基準月を含む2019年分又は2020年分の確定申告の義務がない、その他合理的な事由により、2019年分又は2020年分の確定申告書第一表の控えを提出できないものと事務局が認める場合

【代替の証拠書類】

当該年分の住民税の申告書類（市町村民税・道民税の申告書類）の控え（収受日付印の押印されたもの）で代替することができます。

※収受日付印のない場合の扱いは、確定申告書第一表に収受日付印のない場合の扱いに準じます。

※住民税の申告書類では、月次の事業収入が記載されていないため、**基準年の年間事業収入を12で割った金額を月次の収入とします。**

②－㊦ 2020年4月から2020年12月までの間に法人を設立又は個人事業者等が新規開業した場合

・2020年4月から2020年12月までの間に法人を設立又は開業した場合であって、設立又は開業した年を基準年とした上で、対象月の月間事業収入が、基準年の月平均の事業収入に比べて**30～50%未満**減少している場合、証拠書類等並びに算定式及び基本情報について特例を適用することができる。

(通常どおり対象月の前年または前々年との単月で、比較することも可能)

なお、月平均の事業収入の算定にあたっては、2020年11月及び2020年12月の事業収入を含めないこととすることができる。ただし、2020年11月または2020年12月に法人を設立又は開業したものは除きます。

※白色申告又は青色申告で月別売上の記載がない場合の個人事業主の場合は、基準年の平均を出す際に11月、12月を除くことはできません。

※対象月は**2021年8月～2021年10月のいずれかの月**となります。

※開業月については、開業日から月末までの売上を日割りし、通常の**営業日数を乗じることで1ヶ月の売上とする。**

※法人で決算期が到来していない場合又は確定申告書をしていない場合は、事務局が定める収入等申立書兼誓約書を提出してください。

【追加の書類】

■中小法人等

設立年の法人税確定申告書別表一の控え

法人事業概況説明書（表面。裏面）の控え

※法人で決算期が到来していない場合は、事務局が定める収入等申立書を提出してください。

■個人事業者等

いずれかの書類

1. 個人事業の開業・廃業等届出書

（開業日が**2020年4月1日～12月31日**のもの、**收受印が押印されているもの**）

2. 開業日等が確認できる公的機関が発行又は收受した書類

（事業開始年月日が**2020年4月1日～12月31日**かつ、当該書類の発行日又は收受日が確認できるもの）

※2.の書類を用いる場合、給付までに通常よりも時間を要する場合があります。

②-ア 2020年4月から2020年12月までの間に法人を設立又は個人事業者等が新規開業した場合

■基準年の月額計算方法

基準年の年間収入 ÷ 開業月数 = 基準年の月額売上

(例)

2020年5月に開業、年間収入が1,500,000円の場合

基準年の年間収入 ÷ 開業月数 = 基準年の月額売上
 (1,500,000) ÷ (8ヶ月) = (187,500)

※対象月は2021年8月～2021年10月のいずれかの月となります。

【例】

<基準年>	2021年												<対象年>			(万円)		
2020年度	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
	10	20	20	20	20	20	20	20	30	9	20	20	100	20	20	10	20	20

基準年の年間収入 ÷ 開業月数 = 基準年の月額売上
 (1,500,000) ÷ (8ヶ月) = (187,500)

比較して30～50%未満

基準月の月平均の事業収入の算定にあたっては、2020年11月及び2020年12月の事業収入を含めないこととすることができます。

但し、2020年11月または2020年12月に法人を設立又は開業した場合、白色申告又は青色申告で月別売上の記載がない場合の個人事業主の場合は、基準年の平均を出す際に11月、12月を除くことはできません。

②-① 2021年1月から2021年7月までの間に法人を設立又は個人事業者等が新規開業した場合

・2021年1月から2021年7月までの間に法人を設立又は開業した場合であって、設立又は開業した年を基準年とした上で、対象月の月間事業収入が、基準年の月平均の事業収入に比べて30～50%未満減少している場合、証拠書類等並びに算定式及び基本情報について特例を適用することができる。

なお、任意の月平均対象にするのか、単月と比較するのかは選択ができるものとする。

※対象月は2021年8月～2021年10月のいずれかの月となります。

※開業月については、開業日から月末までの売上を日割りし、通常の営業日数を乗じることで1ヶ月の売上とする。

※法人で決算期が到来していない場合又は確定申告書をしていない場合は、事務局が定める収入等申立書兼誓約書を提出してください。

【追加の書類】

■中小法人等

設立年の法人税確定申告書別表一の控え
法人事業概況説明書（表面。裏面）の控え

■個人事業者等

いずれかの書類

1. 個人事業の開業・廃業等届出書

（開業日が2021年1月1日～7月31日のもの、収受印が押印されているもの）

2. 開業日等が確認できる公的機関が発行又は収受した書類

（事業開始年月日が2020年1月1日～7月31日かつ、当該書類の発行日又は収受日が確認できるもの）

※2.の書類を用いる場合、給付までに通常よりも時間を要する場合があります。

②-① 2021年1月から2021年7月までの間に法人を設立
又は個人事業者等が新規開業した場合

■基準年の月額計算方法

基準年の年間収入 ÷ 開業月数 = 基準年の月額売上

(例)

2021年1月に開業、7月までの収入が140万円の場合

基準年の年間収入 ÷ 開業月数 = 基準年の月額売上
(1,400,000) ÷ (7ヶ月) = (200,000)

※対象月は2021年8月～2021年10月のいずれかの月となります。

【例】

	<基準年>							<対象年>			(万円)
2021年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	
	20	20	20	20	20	20	20	12	20	20	

比較して30～50%未満

基準年の年間収入 ÷ 開業月数 = 基準年の月額売上
(1,400,000) ÷ (7ヶ月) = (200,000)

基準月の事業収入の算定にあたっては、上記算定方式の他、2021年1月～7月までの単月を選択し、基準月の売上として使用することも可。

②-① 2021年1月から2021年7月までの間に法人を設立 又は個人事業者等が新規開業した場合

■個人事業の開業・廃業届出書

開業日が2021年1月1日～7月31日であり、**收受日付印が押印されていること。**
(e-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字)されていること。なお、e-Taxによる申告であって、受付日時が印字されていない場合は「**受信通知(メール詳細)**」を添付すること。

※**收受日付印が押印**
されていること。

申請者同一なこと

※**開業日が**
2021年1月1日～
7月31日であること

1040																									
個人事業の開業・廃業等届出書																									
納税地 (〒 -) (TEL. - -)	住所地・居所地・事業所等 (該当するものを○で囲んでください)																								
以上以外の 住所地・ 事業所等 (〒 -) (TEL. - -)	納税地以外に住所地・事業所等がある場合は記載します。																								
フリガナ 氏名 生年月日 大正 昭和 平成 令和 年 月 日生	フリガナ 届出番号																								
職 業 フリガナ 届 号																									
個人事業の開業等について次のとおり届けます。																									
届出の区分 (該当する文字を○で囲んでください)	開業 (事業の引継ぎを受けた場合は、受けた先の住所・氏名を記載します。) 住所 _____ 氏名 _____ 事務所・事業所の (新設・増設・移転・廃止) 廃業 (事由) (事業の引継ぎ (譲渡) による場合は、引き継いだ (譲渡した) 先の住所・氏名を記載します。) 住所 _____ 氏名 _____																								
所得の種類 不動産所得・山林所得・事業 (農業) 所得 (農業の場合……全部・一部 ())																									
開業・廃業等日	開業や廃業・事務所・事業所等 平成 令和 年 月 日																								
事業所等を 新増設、移転、 廃止した場合	新増設、移転後の所在地 _____ (電話) _____ 移転・廃止前の所在地 _____																								
廃業の事由が法人 の設立に伴う ものである場合	設立法人名 _____ 代表者名 _____ 法人納税地 _____ 設立登記 平成 令和 年 月 日																								
開業・廃業に伴 う届出書の提出 の有無	「青色申告承認申請書」又は「青色申告の取りやめ届出書」 有・無 消費税に関する「課税事業者選択届出書」又は「事業廃止届出書」 有・無																								
事業の概要 (できるだけ具体 的に記載します)																									
給与等の支払 の状況	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>従業員数</th> <th>給与の定め方</th> <th>税額の有無</th> <th rowspan="4">その他参考事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>専従者</td> <td>人</td> <td></td> <td>有・無</td> </tr> <tr> <td>使用人</td> <td></td> <td></td> <td>有・無</td> </tr> <tr> <td>許</td> <td></td> <td></td> <td>有・無</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	従業員数	給与の定め方	税額の有無	その他参考事項	専従者	人		有・無	使用人			有・無	許			有・無							
区 分	従業員数	給与の定め方	税額の有無	その他参考事項																					
専従者	人		有・無																						
使用人			有・無																						
許			有・無																						
源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書の 提出の有無	有・無 給与支払を開始する年月日 平成 令和 年 月 日																								
開与税理士 (TEL. - -)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>税 務 署</th> <th>能 理 番 号</th> <th>基 礎 部 門 番 号</th> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>番号確認</th> <th>身元確認</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>01 </td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td> <input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済 </td> </tr> <tr> <td> 源泉所得 支払 連携日付印の年月日 年 月 日 </td> <td> 確認印 確認書類 個人番号カード/通知カード/運転免許証 その他 () </td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	税 務 署	能 理 番 号	基 礎 部 門 番 号	A	B	C	番号確認	身元確認	01							<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	源泉所得 支払 連携日付印の年月日 年 月 日	確認印 確認書類 個人番号カード/通知カード/運転免許証 その他 ()						
税 務 署	能 理 番 号	基 礎 部 門 番 号	A	B	C	番号確認	身元確認																		
01							<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済																		
源泉所得 支払 連携日付印の年月日 年 月 日	確認印 確認書類 個人番号カード/通知カード/運転免許証 その他 ()																								

③季節性収入特例

月当たりの事業収入の変動が大きい場合

■収入に大きな変動がある場合など、月当たりの事業収入の変動が大きい場合であって、以下の適用条件を満たす場合に適用することができます。

・対象月の事業収入が、基準期間内で応答する**基準月を含む連続した3月の事業収入を3で除したものと比べて30%～50%未満減少している場合**、証拠書類等並びに算定式及び基本情報について特例を適用することができる。

【追加の書類】

基準月を含む連続した3月をその範囲に含む

- ・（法人の場合）法人税の確定申告書別表一の控え
法人事業概況書（表面・裏面）の控え
- ・（個人事業者等の場合）確定申告書第一表の控え
- ・その他事務局が必要と認める書類

【例】

<基準年> 基準月を9月にした場合

2020年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	30	75	35	50	90	30	30	90	50	50	30	30

・基準月を含む3月
7月～9月

<対象年>

$$(50+90+30) \div 3 = 56$$

比較

2021年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	10	10	20	10	33	10						

④ 合併特例

事業収入を比較する2つの月の間に合併を行っている場合

事業収入を比較する2つの月の間に合併を行った場合、対象月の事業収入が、基準月の**合併前の各法人の事業収入を合算したもの**と比べて**30～50%**未満減少している場合、証拠書類等並びに算定式及び基本情報について特例を適用することができる。

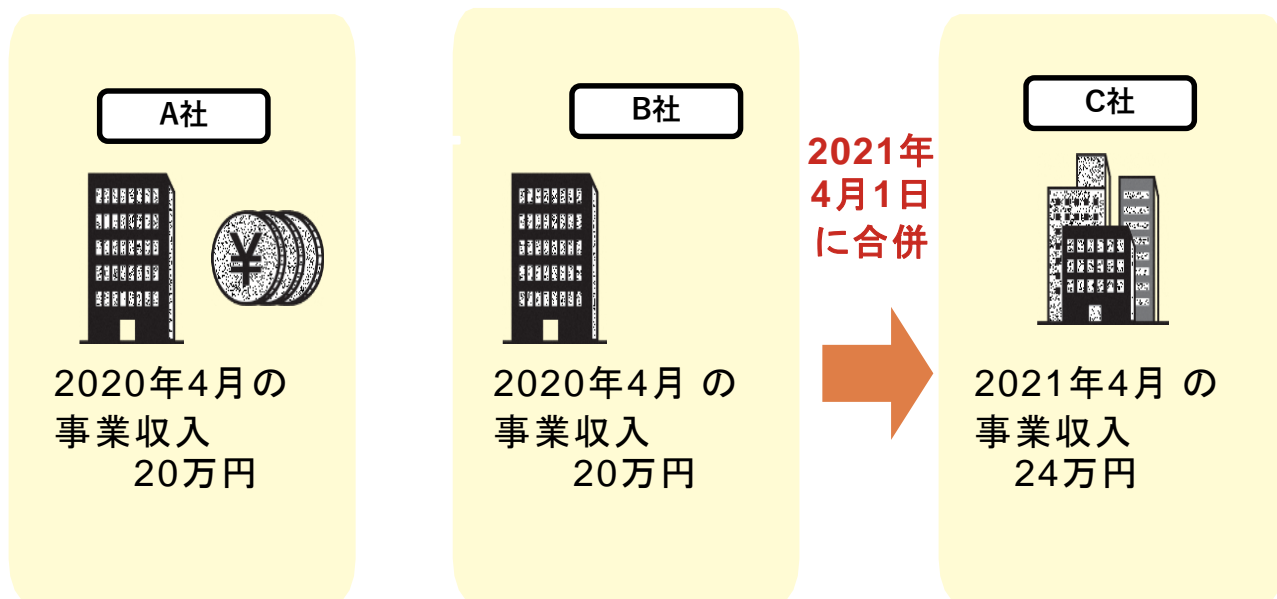
【追加の書類】

- ・ 基準月の売上を確認することのできる、合併前各事業者の確定申告書及び法人事業概況書
 - ※上記以外の証拠書類については、合併後のもの
- ・ その他事務局が必要と認めるもの

④ 合併特例

事業収入を比較する2つの月の間に合併を行っている場合

2021年4月にA社とB社が合併してC社となった場合



A: A社とB社の2020年の4月の事業収入の合計
 $= 20万円 + 20万円 = 40万円$

B: 合併後のC社の事業収入: 24万円

※A社とB社の2021年8月の事業収入の合計40万円に対してC社の2021年4月の事業収入が24万円であり、30%～50%未満減少しているため給付対象となります。

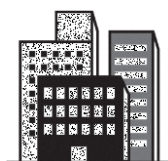
※対象月（2021年8月～2021年10月）の月額売上が、前年もしくは前々年の同月の月額売上と比べ30～50%未満減少していることが要件となります。

⑤ 連結納税特例

事業収入を比較する2つの月の間に合併を行っている場合

連結納税を行っている法人は、個別法人ごとに、給付要件を満たす場合、法人確定申告書別表1の控えについては、連結法人税の個別帰属額等の届出書で代替するものとする。

例) 親会社Xが子会社A～Dの4社を連結納税している場合



親会社X

資本金が
給付要件外



子会社
A

- 資本金15億円
- 前年同月比
40%減

事業収入減少が
給付要件外



子会社
B

- 資本金1億円
- 前年同月比
60%減

申請可能



子会社
C

- 資本金1億円
- 前年同月比
40%減

申請可能



子会社
D

- 資本金1千万円
- 前年同月比
30%減

- 子会社Aと子会社Bは給付要件を満たしていないので、A社とB社は申請できません。
- 子会社Cと子会社Dはそれぞれ給付要件を満たすので、C社とD社はそれぞれ必要な証拠書類を提出し、申請を行うことができます。

⑥ 罹災特例

2018年又は2019年に発行された罹災証明書等を有する場合

2018年又は2019年に発行された罹災証明書等（以下この項において単に「罹災証明書等」という。）を有している場合、罹災した前年の対象月と同一の月を、基準月とすることができる。

【追加の書類】

市町村で発行される罹災証明書

■ 罹災証明書等

2018年又は2019年に発行された罹災証明書等を提出してください。

※罹災証明書等は発行する地域によって名称が異なる場合があるため、同義の書類であれば証拠書類等として認められます。

別紙
(整理番号)

罹 災 証 明 書

世帯主住所	
世帯主氏名	
(追加記載事項欄①)	
罹災原因	年 月 日の による
被災住家 [※] の所在地	
住家 [※] の被害の程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない <small>(一部損壊)</small>
(追加記載事項欄②)	

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることという。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

(追加記載事項欄③)	
------------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

〇〇市町村長 印

⑦法人成り特例

申請者は法人であるが、事業収入を比較する2つの月の間に**個人事業**者から**法人化したため**、証拠書類等の一部が個人事業者として作成されている場合、個人事業者として作成された各資料を法人として作成された資料とすることができる。

【追加の書類】

- ・法人化前の個人事業者に係る基準月を含む事業年度の確定申告書B（第一表）の控え
- ※青色申告（一般の場合）の場合は、所得税青色申告決算書についても提出してください。
- ・その他事務局が必要と認める書類

⑧ 特定非営利活動法人及び公益法人等（法人税法別表第2に規定する公益法人等に該当する法人）の場合

申請者が**特定非営利活動法人、公益法人等**（法人税法別表第二に該当する法人）である場合、証拠書類等並びに算定式及び基本情報について特例を適用することができる。

事業収入には補助金、助成金、寄付金等を含めるが、継続性のない一時的に得た補助金等（建物建設のために一時的に得た補助金等）は除く。

※対象外となる「国・地方公共団体」助成金、補助金の例

- ・ 施設整備やIT化などの設備投資等にかかるもの
ものづくり・商業・IT導入補助金等
- ・ 雇用の維持や人材の育成等にかかるもの
雇用調整助成金、キャリアアップ助成金等

【追加の書類】

- ・ 各公益法人等の年間の収入が確認できるもの

法人種別	年間収入の計算書類等
特定非営利活動法人	活動計算書
学校法人	事業活動収支計算書
社会福祉法人	事業活動計算書
公益財団法人・公益社団法人	正味財産増減計算書

- ・ その他事務局が必要と認める書類

⑧法人税別表第二に該当する法人

NO	名称	備考
1	公益財団法人	
2	公益社団法人	
3	一般財団法人	非営利型法人に該当するものに限る。
4	一般社団法人	非営利型法人に該当するものに限る。
5	学校法人	私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第六十四条第四項(専修学校及び各種学校)の規定により設立された法人を含む。
6	社会福祉法人	
7	医療法人	医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第四十二条の二第一項(社会医療法人)に規定する社会医療法人に限る。
8	貸金業協会	
9	企業年金基金	
10	企業年金連合会	
11	危険物保安技術協会	
12	行政書士会	
13	漁業共済組合	
14	漁業共済組合連合会	
15	漁業信用基金協会	
16	漁船保険組合	
17	漁船保険中央会	
18	勤労者財産形成基金	
19	軽自動車検査協会	
20	健康保険組合	
21	健康保険組合連合会	
22	原子力発電環境整備機構	
23	高圧ガス保安協会	
24	広域臨海環境整備センター	
25	厚生年金基金	
26	更生保護法人	

⑧法人税別表第二に該当する法人

NO	名称	備考
27	小型船舶検査機構	
28	国家公務員共済組合	
29	国家公務員共済組合連合会	
30	国民健康保険組合	
31	国民健康保険団体連合会	
32	国民年金基金	
33	国民年金基金連合会	
34	市街地再開発組合	
35	自転車競技会	
36	自動車安全運転センター	
37	司法書士会	
38	社会保険労務士会	
39	住宅街区整備組合	
40	酒造組合	
41	酒造組合中央会	
42	酒造組合連合会	
43	酒販組合	
44	酒販組合中央会	
45	酒販組合連合会	
46	商工会	
47	商工会議所	
48	商工会連合会	
49	商工組合	組合員に出資をさせないものに限る。
50	商工組合連合会	会員に出資をさせないものに限る。
51	商品先物取引協会	
52	消防団員等公務災害補償等共済基金	
53	職員団体等	法人であるものに限る。
54	職業訓練法人	
55	信用保証協会	
56	生活衛生同業組合	組合員に出資をさせないものに限る。

⑧法人税別表第二に該当する法人

NO	名称	備考
57	生活衛生同業組合連合会	会員に出資をさせないものに限る。
58	税理士会	
59	石炭鉱業年金基金	
60	船員災害防止協会	
61	全国健康保険協会	
62	全国市町村職員共済組合連合会	
63	全国社会保険労務士会連合会	
64	全国農業会議所	
65	損害保険料率算出団体	
66	地方議会議員共済会	
67	地方競馬全国協会	
68	地方公務員共済組合	
69	地方公務員共済組合連合会	
70	地方公務員災害補償基金	
71	中央職業能力開発協会	
72	中央労働災害防止協会	
73	中小企業団体中央会	
74	投資者保護基金	
75	独立行政法人	別表第一に掲げるもの以外のもので、国又は地方公共団体以外の者に対し、利益又は剰余金の分配その他これに類する金銭の分配を行わないものとして財務大臣が指定をしたものに限る。
76	土地改良事業団体連合会	
77	土地家屋調査士会	
78	都道府県職業能力開発協会	
79	都道府県農業会議	
80	日本行政書士会連合会	
81	日本勤労者住宅協会	

⑧法人税別表第二に該当する法人

NO	名称	備考
82	日本公認会計士協会	
83	日本司法書士会連合会	
84	日本商工会議所	
85	日本消防検定協会	
86	日本私立学校振興・共済事業団	
87	日本税理士会連合会	
88	日本赤十字社	
89	日本電気計器検定所	
90	日本土地家屋調査士会連合会	
91	日本弁護士連合会	
92	日本弁理士会	
93	日本水先人会連合会	
94	認可金融商品取引業協会	
95	農業共済組合	
96	農業共済組合連合会	
97	農業協同組合中央会	
99	農業信用基金協会	
100	農水産業協同組合貯金保険機構	
101	負債整理組合	
102	弁護士会	
103	保険契約者保護機構	
104	水先人会	
105	輸出組合	組合員に出資をさせないものに限る。
106	輸入組合	組合員に出資をさせないものに限る。
107	預金保険機構	
108	労働組合	法人であるものに限る。
109	労働災害防止協会	

⑨事業承継（死亡）特例

事業収入を比較する2つの月の間に事業の承継を受けた場合

事業収入を比較する2つの月の間に事業を承継した場合、対象月の事業収入が、**基準月の事業承継前の各人の事業収入を合算したもの**と比べて30～50%未満減少している場合、証拠書類等並びに算定式及び基本情報について特例を適用することができる。

【追加の書類】

- ・ 個人事業者の開業・廃業届出書
※基準月と対象月の間に事業の引継ぎが行われたことが明記されていること
- ・ 承継される以前の基準月を含む前任者及び後継者の確定申告書B（第一表）
- ・ その他事務局が必要と認める書類

⑨事業承継（死亡）特例

事業収入を比較する2つの月の間に事業の承継を受けた場合

■ 個人事業の開業・廃業届出書

・以下の要件が満たされていること。

①「届出の区分」欄において「**開業**」が選択されていて、事業承継した者の住所及び氏名（前事業者）からの、事業の引継ぎが行われていることが明記されていること。

②事業収入を比較する2つの月の間の開業日であること。

※**收受日付印が押印(e-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字)**されていること。なお、e-Taxによる申告であって、受付日時が印字されていない場合は「**受信通知(メール詳細)**」を添付すること

收受日付印が押印されていること。

①「届出の区分」欄において「**開業**」が選択されている。

②事業承継した者の個人確定申告書に記載の住所・氏名(前事業者)から、事業の引継ぎが行われていることが明記されている。

③「開業・廃業等日」欄において開業日が事業収入を比較する2つの月の間の開業日であること。

⑩主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等

- ・雇用契約によらない業務委託契約等に基づく事業活動からの収入で、税務上、雑所得又は給与所得の収入として扱われる（以下「業務委託契約等収入」という。）が主な生計としていること。
- ・基準月以前において**被雇用者又は被扶養者**でないこと。
※被雇用者とは（会社等に雇用されている方）、被扶養者とは（家族等の収入で生計を維持されている方）
- ・2019年又は2020年の確定申告において、確定申告書第一表の「収入金額」の「事業」欄に記載がないこと。
※**確定申告書第一表の「収入金額」の「事業」欄に記載のある方は通常の申請となります。**

【追加の書類】

- ①雑・給与確認資料
- ②業務委託契約等収入があることを示す書類
- ③国民健康保険被保険者証の写し
- ④その他事務局が必要と認める書類

注意点

雑所得又は給与所得のうち、業務委託契約等に基づく収入があること、その収入が収入金額等の中で最も大きく、被雇用者又は被扶養者でないこと、確定申告の事業収入欄に記載がないことが条件です。

⑩主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等

■業務委託契約等収入について

(1) 業務委託契約等収入とは以下の①及び②を満たすものを指します。

① 雇用契約によらない業務委託契約等に基づく事業活動からの収入であること

② 税務上、雑所得又は給与所得の収入として扱われるもの

(2) 「主たる収入」であるかは、確定申告書において、以下の要件を満たしていること

① 確定申告書第一表における「収入金額等」の欄のうち「給与」「雑業務」「雑その他」の欄に含まれる「業務委託契約等に基づく事業活動からの収入合計がそれぞれの収入区分(㉔~㉚)の中で最も大きいこと

■ 確定申告書第一表(B様式)

事業収入の欄に記載がある(「0円」ではない)方は「事業収入」での通常申請となります。

「収入金額等」の「給与」(㉔)、「雑業務」(㉚)、「雑その他」(㉛)のみ対象。
㉔~㉛の中で、事業活動に基づく収入が最大である必要があります。

⑩主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等

確定申告書における対象となる例

確定申告書第一表における「収入金額等」の欄のうち「給与」「雑業務」、「雑その他」の欄に含まれる「業務委託契約等に基づく事業活動からの収入合計がそれぞれの収入区分(ウ~ケ)の中で最も大きいこと

収入金額等	事業等	ア																				
	業	イ																				
	不動産	ウ																		400000		
	利子	エ																				
	配当	オ																				
	給与	カ																			500000	
	雑	公的年金等	キ																			
		業務	ク																			300000
		その他	ケ																			300000
	雑所得	短期	コ																			
長期		カ																				

1円でも記載があれば通常申請

うち業務委託契約等収入

① 450,000

② 50,000

③ 50,000

①+②+③
550,000

合計金額を12で割った金額が基準年の月額売上となります。

「給与」「雑業務」、「雑その他」のうち業務委託契約等収入合計が収入区分ウ~ケの中で最も大きい

⑩主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等 追加添付書類① 雑・給与確認資料

記載例

申請事業者名 ●●●●●●

代表者名 ●●●●●●

【主たる収入を雑収入・給与所得で確定申告した個人事業者用_業務委託収入の確認】

本資料について、確定申告書第一表（B様式）の左上に記載されている
『収入金額等』の各項目の数字を元に記載をしてください。

1. 「収入金額等」の「給与」(㊸)、「雑業務」(㊹)、「雑その他」(㊺)に記載されている金額のうち、業務委託契約等に基づく事業活動からの収入のみを記載してください。

1-1「給与」(㊸)	450,000	円
1-2「雑業務」(㊹)	50,000	円
1-3「雑その他」(㊺)	50,000	円

2. 上記 1-1～3 の合計金額が、「不動産」(㊻)、「利子」(㊼)、「配当」(㊽)、「公的年金等」(㊾)のそれぞれの金額を超えているか確認をしてください。

- 超えている。
 超えていない※給付対象外となります。

3. 基準月の月額売上 45,833 円

※1-1, 1-2, 1-3 の合計を 12 で割った平均月額売上を記入してください。
 ※申請書裏面の基準月上記入欄に転記してください。

**※道庁ホームページからダウンロードしていただき
追加書類として提出をお願い致します。**

⑩主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等 追加添付書類② 業務委託契約等収入があることを示す書類

■**基準年とする（2019年又は2020年）の収入が業務委託契約等収入であることを示す書類**として下記のA～Cの3種類の書類の中から**いずれか2つの書類**の提出が必要となります。

※複数の業務委託契約等がある場合は、その中から業務委託契約等収入であることを示す書類を一つ提出してください。

※いずれの書類も、**2019年又は2020年中に**業務委託契約等の全部又は一部が履行され、報酬等が支払われたものに限ります。また、同一の業務委託契約等に関するものであることが、契約当事者、支払者等の名称等から分かるものに限ります。

	業務委託契約等収入があることを示す書類	書類の内容
A	特別支援金業務委託契約等契約申立書（様式指定） ※道庁 ホームページ参照	報酬等支払者と契約があったことを証する書類
	業務委託契約書等	報酬等支払者との業務委託契約等の契約書
B	支払調書	支払者が発行したもの
	源泉徴収票 ※Aとの組み合わせが必須	支払者が発行したもの
	支払明細書	支払者が発行し、支払者の署名等のあるもの
C	通帳の写し	・申請者本人名義の通帳であることがわかる部分 ・報酬等が支払われたことがわかる部分

⑩主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等 追加添付書類② 業務委託契約等収入があることを示す書類

■業務委託契約等収入があることを示す書類 組合せ表

- どの組み合わせで提出いただく場合も、**同一の業務委託契約等に関するものであること**が、契約当事者、支払者等の名称等から分かるものに限ります。(例：業務委託契約書の「発注者」と、支払調書の写しの「支払者」が同一等)

		1つめの書類						
		A 特別支援金契約等契約申立書 又は業務委託契約書等		B 支払調書・源泉徴収票・支払明細書の写し			C 通帳の写し	
		いずれか1つ		いずれか1つ				
		特別支援金業務委託契約等契約申立書	業務委託契約書等	支払調書の写し	源泉徴収票の写し	支払明細書(署名)の写し	通帳の写し	
2つめの書類	A いずれか1つ	特別支援金業務委託契約等契約申立書			○	○	○	○
		業務委託契約書等			○	○	○	○
	B いずれか1つ	支払調書の写し	○	○				○
		源泉徴収票の写し	○	○				
		支払明細書(署名)の写し	○	○				○
	C	通帳の写し	○	○	○		○	

⑩主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等 追加添付書類② 業務委託契約等収入があることを示す書類

■申請者が契約元と業務委託等を締結していたことを証する申立書

契約を締結した当事者（申請者と契約元）の署名又は記名押印があるもの

※基準年（2019年又は2020年）の間に実施され、報酬が支払われたもの

様式2

特別支援金事務局 殿

作成した日付を記載して下さい。

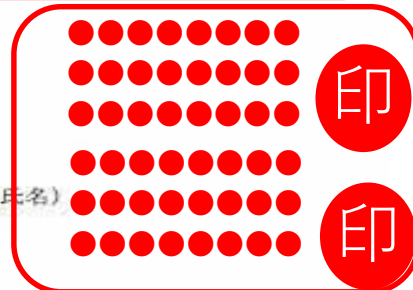
令和●●年●●月●●日

申請者の名称等、契約の相手方の
法人名・名称等を記入してください。

(申請者住所)
(申請者氏名)
(申請者連絡先)

(契約者住所)
(契約者の名称又は氏名)
(契約者連絡先)

特別支援金業務委託契約等契約申立書



●●（契約者の名称又は氏名）とその被雇用者ではない●●（申請者氏名）は、特別支援金の申請に当たり、両者が締結した次の業務委託契約等について、令和元年(2019年)又は令和2年(2020年)のうちいずれか基準年に該当する年にその全部又は一部の履行がなされ、当該履行を踏まえ、申請者に対する報酬等の支払いが行われたことを申し立てます。

なお、本申立てに偽りその他不正の行為（詐欺、脅迫、贈賄その他の刑法（明治40年法律第45条）各条に触れる行為のほか、刑法上犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に本申立書に虚偽の記載を行い又は偽りの証明を行うことをいう。）を行い、申請した場合は、経営持続化支援緊急特別対策支援金申請要領における無資格受給又は不正受給に該当するものとします。

記

- 1 業務委託契約等の内容
- 2 業務委託契約等の期間
- 3 業務委託契約等の報酬等

バスガイド業務
2020年5月1日~2020年12月31日
650,000円

業務内容、契約締結の
期間、契約に基づく
報酬額について、簡
潔に記載してください。

以上

注：本申立書において、「契約者」とは、業務委託契約等の契約当事者のうち、申請者ではない者をいう。なお、契約者名が法人名又は屋号・雅号の場合、その代表者又は担当者の氏名も付記するものとする。

注：本申立書の提出に当たっては、申請者及び契約者の署名を行うものとする。

⑩主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等 追加添付書類② 業務委託契約等収入があることを示す書類

■申請者がその雇用者でない者との間で締結する業務委託契約書

様式は問いませんが、契約書の名称が「雇用契約」「労働契約」「委任契約」等明らかに個人事業者等の事業活動によらない契約書

例) 様式任意

委 託 契 約 書

- | | |
|-----------|----------------------------|
| 1 委託業務の名称 | バスガイド業務 |
| 2 委託期間 | ●●年●●月●●日から
●●年●●月●●日まで |
| 3 業務委託料 | 金 ●●●●●●●● 円 |

業務内容、契約締結の
期間、契約に基づく報
額について、簡潔に記
載してください。

上記委託業務について、委託者と受託者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、次のとおり公正に契約し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、本書を2通作成し、当事者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

作成した日付を記載して下さい。
※委託期間以前の日付であること。

●●年●●月●●日

委託者 住 所
氏 名

受託者 住 所
氏 名

●●●●●●●●
●●●●●●●● 印
●●●●●●●●
●●●●●●●● 印

申請者の名称等、契約の相手方の
法人名・名称等を記入してください。

⑩主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等
追加添付書類② 業務委託契約等収入があることを示す書類

■通帳の写し

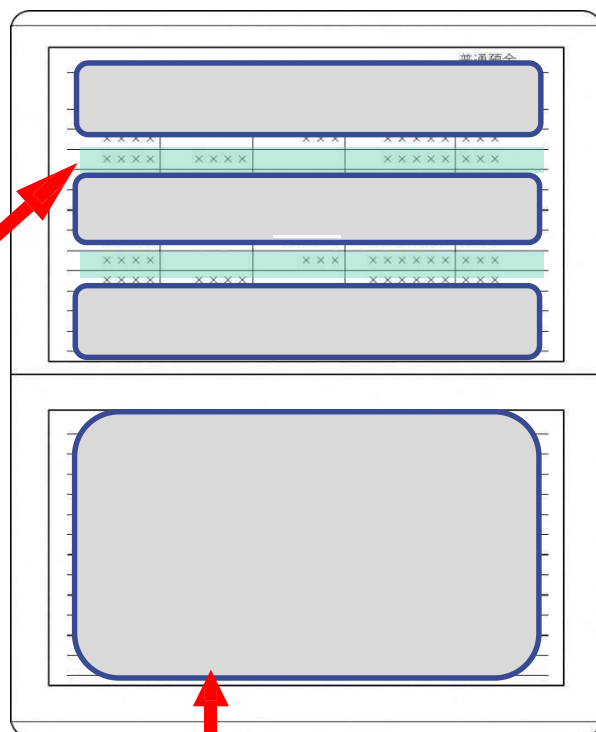
業務委託契約等によって契約元から報酬の支払いがあったことを示す申請者本人名義の通帳

※申請者本人名義であることと業務委託契約での報酬が支払われたことが分かるようにマーカ―などで印（しるし）が必要

通帳のオモテ面



支払われたことが分かる
通帳のページ



業務委託契約等に基づく報酬が支払われたこと(支払者・日付を含む)が分かる箇所にマーカ―などで印をつけた上で、該当ページの写しをご提出下さい。

関係のない部分は黒塗りしてください。

⑩主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等
追加添付書類③ 国民健康保険被保険者証の写し

■申請者本人名義の国民健康保険被保険者証の写し（オモテ面）

- ・有効期限内の国民健康保険被保険者証の提出をお願い致します。
- ・資格取得日が基準月以前のものに限ります。

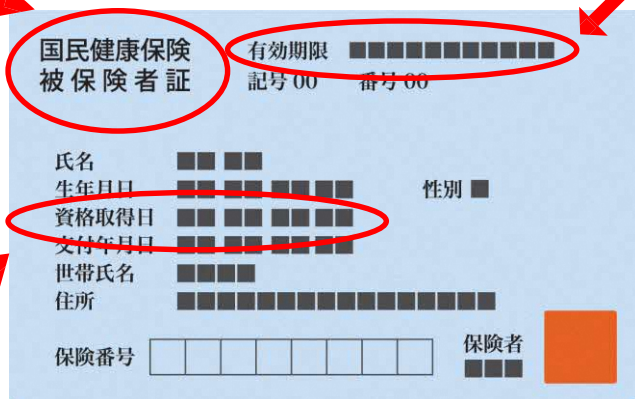
※制度上の理由により、国民健康保険被保険者証が提出できない個人事業者等については、以下のいずれかの代替書類の提出をお願いします

対象者	代替書類		
任意継続 被保険者	①	健康保険被保険者証 (退職前に所属していた企業の健康組合発行) + 退職証明書(退職前に所属していた企業が発行)	①又は ②のい ずれか
	②	健康保険被保険者証 (退職前に所属していた企業の健康組合発行) + 離職票(ハローワーク発行の「雇用保険被保険者離職証明書」)	
後期高齢医療 被保険者	後期高齢者医療被保険者証 (住所・氏名・生年月日が分かる部分)(オモテ面)		

◎国民健康保険被保険者証

国民健康保険被保険者証であること

有効期限内であること



資格取得日が基準期以前であること